

(指定介護老人福祉施設)

特別養護老人ホームあざみ苑

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(千葉県指定 第 1272500321 号)

1、施設運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人流山あけぼの会
(2) 法人所在地 〒270-0102 千葉県流山市こうのす台634番地1
(3) 電話番号 電話番号 04-7153-3377
F A X 04-7153-8833
(4) 代表者名 理事長 國吉 昇
(5) 設立年月日 昭和57年6月10日

2、施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設／平成12年4月1日指定
(千葉県指定 第1272500321号)
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホームあざみ苑
- (3) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に日常生活に必要な居室及び共用施設等を提供し、又、契約者の意思及び人格を尊重して指定介護福祉サービスを提供します。明るく、家庭的な雰囲気を大切にした運営を行います。
- (4) 建物の構造 本館 鉄筋コンクリート造 地上4階建て
新館 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
- (5) 併設事業 (事業者指定・指定番号／定員)
○短期入所生活介護 第1272500206号／22名
○通所介護 第1272500198号／84名
○訪問介護 第1272500180号
○居宅介護支援 第1272500065号
- (6) 所在地 千葉県流山市野々下2丁目488番地5
- (7) 連絡先 電話番号 04-7141-2200
- (8) 施設長名 川口 栄子
- (9) 運営方針 ○私達は、敬愛を基調とした専門職としての自覚と誇りをもち、常に知識技術の向上を追求し、利用者の処遇向上に努力します。
○ひとりひとりの自由と尊厳を大切にします。
○全ての方がやすらぎと生きがいと潤いのある生活の実現と、心身ともに健康で自分らしくいきいきと暮らせる環境を創ります。
○諸行事等通じ利用者の情操感を高めつつ、地域との交流の機会を持つ等、社会参加・社会貢献を目指します。
- (10) 開設年月日 平成11年4月1日
- (11) 入居定員 108名

3、施設の概要

- (1) 当施設に入居できるのは要介護3～5の認定された方が対象となります。
- (2) 入居時に要介護認定を受けている方であっても、入居後に要介護認定(3～5)ではなくなった場合には退去していただくことになります。
- なお、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入居出来ます。(平成27年4月1日付、特養特列入所の要件「指針第5項(1)」の要件に照らし判断)

4、契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画書(ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画書(ケアプラン)」の作成及び変更は次のとおり行います。

①当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)が施設サービス計画書の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。



②介護支援専門員(ケアマネジャー)は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対し同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、6ヶ月毎もしくは心身の変化があった場合あるいはご契約者及びその家族等の要請に応じ、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議し同意を得た上で施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



5、居室の概要

定 員		108名	静養室	2室4床
居室 本館	4人部屋	10室(1室48.00㎡)	医務室	1室
	2人部屋	6室(1室25.36㎡)	看護室	2室
	個室	6室(1室15.97㎡)	食堂	7室
居室 新館	4人部屋	3室(1室48.70㎡)	調理室	2室
	2人部屋	8室(1室25.10㎡)	機能訓練室	1室
	個室	22室(1室15.40㎡)	談話室	2室
浴室		一般浴・中間浴・機械浴		

※居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、ご契約者の心身の状況及び居室状況により、その可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際に生じる差額利用料金の負担をお願いいたします。居室の移動は当施設に一任していただきます。

※居室への持ち込み物品

①衣類等・・・衣類、その他日用品など

②家電品・・・以下をお持ち込みの際は電気代をご負担いただきます。

・テレビ（月額 200 円）

・電気毛布（月額 300 円）

・電気式毛布（月額 300 円）

・エアーマット（月額 300 円）

・その他の家電（月額 200 円）

◎持ち込み家電品は、事前にご相談ください。

③家具等・・・各居室に備え付けの家具がございます。必要時は居室内に入る範囲でお持ち込みください。

④仏具・・・ろうそく、線香はご遠慮ください。

居室への持ち込み物品、衣類等については、必ず名前を貼付してください。

持ち込み物品の破損紛失に関しては、責任を負いかねますのでご了承ください。

※居室利用の注意事項

ご契約者の過失により居室の設備等を破損・汚損・滅失した場合は、修理及び相当の費用のご負担をお願いします。

6、職員の配置状況

(1) 当施設では、ご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人数	備 考
施設長（管理者）	1名	短期入所生活介護及び通所介護等兼務
介 護 職 員	41名以上	ただし、常勤換算法にて算出
看 護 職 員	3名以上	ただし、常勤換算法にて算出
機能訓練指導員	1名以上	
生活相談員	2名	介護支援専門員兼務
介護支援専門員	2名	生活相談員兼務
医 師	1名	嘱託
管 理 栄 養 士	1名	
事 務	1名以上	宿直スタッフを含む

(2) 配置職員の職務内容は以下のとおりです。

- 【施設長（管理者）】 責任者として施設を管理します。
- 【介護職員】 ご契約者の日常生活上のお世話をを行います。
- 【看護職員】 ご契約者の健康管理や機能訓練、療養上のお世話をを行います。
- 【機能訓練指導員】 ご契約者の日常生活に必要な機能訓練を行います。
- 【生活相談員】 ご契約者の日常生活の相談・助言を行います。
- 【介護支援専門員】 ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 【医師】 ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。
- 【管理栄養士】 ご契約者を栄養面から健康管理します。
- 【事務】 施設の事務・総務を行います。

7、施設が提供するサービスと料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- ・利用料金が介護保険から給付されるサービス
- ・利用料金の全額を契約者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

- i 食事の介助 ii 入浴の介助 iii 排泄介助（オムツ代含） iv 機能訓練
- v 健康管理 vi 洗濯 vii 相談

(2) 介護保険サービスの給付対象とならないサービス

- ・食費
- ・居住費
- ・その他サービス（本人が希望するサービス等）

【サービス利用料金】（1日あたり）

①施設利用料 ・1単位=10.27円（流山市）

介護区分	1日あたりの自己負担
	（従来型個室・多床室）
要介護1	589単位
要介護2	659単位
要介護3	732単位
要介護4	802単位
要介護5	871単位

※入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となります。

②加算料金

加算区分	自己負担
初期加算	30単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	12単位/日
日常生活継続支援加算	36単位/日
安全対策体制加算	20単位（入所時1回）
療養食加算	6単位/1食
自立支援促進加算	280単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に14.0%乗じた単位数
協力医療機関連携加算	100単位/月 R6年度 50単位/月 R7年度から
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月

※療養食＝医師の発行する食事箋に基づき、提供された適切な栄養量及び内容を有する
糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂異常症食
痛風食、及び特別な場合の検査食

以下 ㉗～㉞は状況により加算される場合があります。

㉗退所時栄養情報連携加算	70 単位
㉘個別機能訓練加算Ⅲ	20 単位/月 (Ⅰ・Ⅱとの併算可能)
㉙新興感染症等施設療養費	240 単位/日
㉚認知症チームケア推進加算	Ⅰ : 150 単位/月 Ⅱ : 120 単位/月
㉛退所時情報提供加算	250 単位/回
㉜退所時栄養情報連携加算	70 単位/回
㉝生産性向上推進体制加算	Ⅰ : 100 単位/月
㉞口腔衛生管理加算	90 単位/月
㉟褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	Ⅰ : 評価により 3 単位/月 Ⅱ : 評価により 13 単位/月
㊱排泄支援加算 (Ⅰ)	Ⅰ : 評価により 10 単位/月 Ⅱ : 評価により 15 単位/月 Ⅲ : 評価により 20 単位/月
㊲高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10 単位/月

③食費及び居住費（滞在費）の基準費用 及び負担限度額

利用者負担段階	居住費 (1日あたり)		食費 (1日あたり)
	多床室	従来型個室	
第1段階	0 円	380 円	300 円
第2段階	430 円	480 円	390 円
第3段階①	430 円	880 円	650 円
第3段階②	430 円	880 円	1,360 円
基準費額	915 円	1,231 円	1,600 円

※利用者負担段階：第1段階～第3段階は市役所へ申請することにより、該当した場合に介護保険負担限度額認定証の交付を受けることができます。

※①施設利用単位 + ②各対象の加算 + (①+②×処遇改善加算) × 流山市の単価 10.27 の 1割～3割 (本人負担割合) と ③食費及び居住費 の合計金額をお支払いいただきます。

○利用料の取り扱いについて

- ①緊急の事由等で要介護認定を受けていない方が入居される場合は、サービス利用料金をいったん全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後に自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ②介護保険等に変更があった場合は、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- ③外出・外泊の際、その期間中に当施設で食べない分の食費は利用料金から差し引きます。

【その他サービス】

以下のサービスは、ご契約者の個別希望により行うサービスで、利用料金全額をご契約者に負担いただくサービスとなります。

サービス内容	利用料金
①夜間等緊急受診対応後の職員帰路に係る交通費	実費
②外出時等の送迎費（近隣の散歩は除く） ※職員の勤務状況によっては対応できない時もあります。	1km 300円 ※端数四捨五入
③外出時の駐車場・有料道路等の費用	実費
④おやつ代	1日 70円～100円
⑤理美容	実費
⑥マスク代	1枚 10円
⑦義歯洗浄剤	1回 10円
⑧行事・クラブ費	材料費の実費、経費がかかる場合の実費
⑨事務管理手数料 ※ご契約者及びご家族での金銭管理が出来ない場合、日常的な生活費用に関する金銭出納を行います。	1ヶ月 1,500円
⑩不測の事態の対応 ※例) ご契約者が行方不明になるなど、捜索等の対応にあたった場合で、それに係る費用をご負担いただくことが妥当であると判断される場合にご負担いただきます。	実費
⑪破損・汚損等修理 ※ご契約者の故意または過失の有無にかかわらず、施設内の器物を破損した場合には修理・交換に係る費用をご負担いただきます。	要した費用の実費

⑫定期的な診療及び臨時の診療・薬剤・その他の治療に要する費用	医療保険本人負担額
⑬特殊医療処置材料費	要した費用の実費
⑭郵送料	要した費用の実費

※オムツ代は、介護保険給付対象となっておりますので当施設が用意したものをご利用いただく際は費用負担の必要はありません。

※費用負担が発生する行事及びクラブ等への参加はご契約者への意思確認の上、ご参加いただきます。ご契約者本人の意思確認が困難な場合はご家族や代理人等へ確認し、同意の上行います。

※社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。

変更の際は、事前に変更内容及びその事由について変更を行う1ヶ月前までにご契約者およびご家族や代理人等にご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

(1) および(2)の料金・費用は1ヶ月毎に精算します。金融機関指定口座から自動引き落としでお支払いください。

(4) 入居中の医療について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療・入院の治療等を受けることができます。ただし下記協力医療機関での優先的な診療・入院の治療等を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院の治療等を義務づけるものではありません。

医療機関の名称：医療法人社団曙会 流山中央病院

所在地：流山市東初石2丁目132番2

8、施設を退去していただく場合

当施設との契約では、以下のような事由が発生した場合は退去していただくことになります。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当または要支援、要介護1,2の者であって特例入所の要件に該当しない方と判断された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合

※契約の有効期限内であってもご契約者から当施設に退去を申し出ることができます。

その場合は退去を希望する日の7日前までに文書にてお知らせください。ただし、契約書第16条による場合は即時に契約を解除することができます。

⑦事業者から契約解除の申し出を行った場合

※契約書第17条による場合は退去していただく場合があります。

(1) ご契約者から申し出があった場合（契約書第16条の場合）

- ①介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③契約者が入院した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出による場合（契約書第17条）

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ③ご契約者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者、もしくは他の利用者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、またはご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ご契約者以外の後見人並びに家族等により、契約を継ぎ難いほどの背信（サービス利用にあたっての禁止事項）を繰り返した場合。

※④のご契約者が入院された場合の対応については以下のとおりです

- 3ヶ月以内に退院される場合は優先的に当施設にご入居いただけるよう努めます
- 3ヶ月以内に退院ができないもしくは見込まれない場合、契約は解除されます

※⑥の背信行為（サービス利用にあたっての禁止事項）については以下の通りです。

- 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
- パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・ケアハラスメント・カスタマーハラスメントなどの行為
- その他、個人情報保護の観点から情報漏洩の恐れのある行為

9、ご契約者が病院等に入院された場合

ご契約者が病院等に入院された場合、ご利用者の居室は短期入所生活介護（ショートステイ）として利用させていただきます。尚、お持ち込み家具・持ち物等は当施設にて移動・保管させていただきます。

10、身元引受人

契約書第21条に基づき、身元引受人をご指定ください。身元引受人は、ご契約者の連帯保証人となります。身元引受人の主な責任は以下のとおりです。

- ①事業者に対する経済的債務
- ②入院等に関する手続き、費用負担
- ③契約終了後のご契約者の受け入れ先の確保
- ④ご契約者が死亡した場合のご遺体および残置物の引き取り等の処理

11、代理人

契約書第23条に基づき、代理人をご指定ください。代理人は契約期間中におけるご契約者が判断能力を失った場合に、ご契約者に代わってその権利義務にかかる事務処理などについてお手伝いいたします。

12、苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けいたします。

○苦情受付担当者 あざみ苑生活相談員 連絡先*04(7141)2200

○受付時間 月曜日～金曜日（年末年始および祝日を除く）

9:00～17:00

当施設以外に居住地の市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

13、非常災害時の対策

- (1) 防災責任者・・・管理者 川口 栄子
- (2) 災害時の対策・・・当事業所の消防計画に基づき対応します
- (3) 防災設備・・・緊急消防システム・スプリンクラー・消火栓・消火器・防火用水
- (4) 防災訓練・・・年3回実施（内1回は夜間想定）

1 4、感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう務めます。

- ① 施設内感染対策の立案を行います。
- ② 指針・マニュアル等の作成をいたします。
- ③ 施設内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施をします。
- ④ 新規入所者の感染症の既往の把握を行います。
- ⑤ 入所者・職員の健康状態の把握を行います。
- ⑥ 感染症発症時の対応と報告を行います。
- ⑦ 各部署での感染対策実施状況の把握と評価を行います。

1 5、事業継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するショートステイサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6、虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう務めます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 川口 栄子
-------------	-----------

- ② 事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備します。
- ④ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ⑤ 市役所、地域包括支援センター等と虐待等における通報先との連携、協力を努めます。

1 7、暴言、暴力、ハラスメントについて

暴言、暴力、ハラスメントに対するために次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 職員に対して【暴言、暴力、ハラスメントの防止】を啓発、普及するための研修を実施します。
- ② 職員からの【暴言、暴力、ハラスメント行為の相談】に応じ適切に対応するために必要な体制の整備をします。

- ③ 暴言、暴力、ハラスメント行為が利用者及び身元保証人またはその家族等から当職員に対してあった場合には、この契約書の解約だけではなく、法的な措置とともに損害賠償を求める事があります。

18、施設利用の留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごす事ができるよう、以下の事項をお守りください。

(1) 持ち込みについて

以下のものは持ち込むことができません

○炎の出るもの（ローソク・線香・着火の原因となるような家電品）

○動物

○危険物（火薬類・石油類・劇薬・刃物・必要以上の薬）

○居室に入りきらない量の物品

(2) 面会について

面会については13：00～14：10となります。※感染症流行の場合は変更有

○面会室でのご面会となります。ご予約が必要となりますので、事前にご連絡ください。

○飲食物の持ち込みの際は、職員へお声かけください。

(3) 外出・外泊

外出・外泊される場合は、2日前までにご連絡・ご相談ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2日前までにお申し出ください。2日前までにお申し出がある場合は、食事に係る自己負担は減額になります。

(5) 喫煙・飲酒

○全館禁煙の為、喫煙はご遠慮ください。

○酒類のお持込をご希望の場合は、職員へご相談ください。

(6) 施設・設備使用上の注意

○居室および共用施設・敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意または注意を怠り過失により施設・設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、ご契約者の自己負担により原状復帰していただくか、相当の代価をお支払いいただくこととなります。

○他者の迷惑となるような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり利用者に対して、契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】

所在地 千葉県流山市野々下2丁目488番地5

名称 特別養護老人ホームあざみ苑

説明者 (職名) 生活相談員

氏名

私は、本契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、内容に同意します。

【契約者】

住所

氏名

【身元引受人】

住所

氏名

続柄

私は、契約者が事業者からの説明を受け、重要事項の内容に同意したことを確認し契約者に代わって署名いたします。

【代理人】

住所

氏名

続柄